

議案第13号

海老名市介護保険条例の一部改正について

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成27年2月26日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間に係る介護保険料を
変更するため

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例

海老名市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「14,040円」を「18,432円」に改め、同条第2号中「14,040円」を「31,608円」に改め、同条第3号中「30,420円」を「34,236円」に改め、同条第4号中「46,800円」を「46,356円」に改め、同条第10号中「91,260円」を「110,628円」に改め、同号を同条第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 108,516円

ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第9号中「88,920円」を「105,360円」に改め、同号イ中「部分を除く。」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第10号とし、同条第8号中「77,220円」を「90,600円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「74,880円」を「86,388円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「59,436円」を「68,484円」に改め、同号イ中「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「53,820円」を「60,576円」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ又は第9号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 52,680円

第5条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号口」を「、第6

号口、第7号口、第8号口又は第9号口」に、「第6号まで」を「第9号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下この項において「整備法」という。）による改正後の介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、整備法附則第14条の規定により、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、平成29年4月1日から行うものとする。